平成２６年（フ）第１６３号
茨城県筑西市下川島823番地５　シャルム紫峰102、前住所茨城県筑西市一本松936番地
破産者　齊藤　一歩
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２３６号
茨城県下妻市半谷636番地16
破産者　鈴木　和彦
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２３号
群馬県前橋市西片貝町２丁目41番地２
破産者　福島　　進
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６０号
群馬県伊勢崎市連取町356番地　ラフィーネA101
破産者　田中　雅和
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６９号
群馬県前橋市南橘町８番地　Ｙ―105号
破産者　中林　浩子
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９９号
群馬県前橋市広瀬町３丁目28番地２　５―104号
破産者　佐藤　幸子
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８７号
岩手県大船渡市立根町字猫足45番地２　ソレイユ・フルール１号棟203号室、住民票上の住所埼玉県児玉郡神川町大字小浜161番地３
破産者　中島　千明
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４７０号
横浜市緑区青砥町254番地１　クレッセントアクアポリス606号
破産者　河本松子こと　崔　　松圭
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６５号
横浜市青葉区あかね台１丁目22番地19
破産者　平林　昭彦
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１８号
横浜市青葉区市ケ尾町496番地10　グリーンハーモニー２号
破産者　鮫島　紀和
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１９号
横浜市青葉区市ケ尾町496番地10　グリーンハーモニー２号
破産者　鮫島トシヱ
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８５号
横浜市栄区上郷町1961番地
破産者　松村　　清
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２６号
横浜市都筑区牛久保西１丁目14番28号　グリーンヒル　102号
破産者　山崎　　肇
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７５号
横浜市保土ケ谷区仏向町845番地１　コンフォール仏向町３棟906号
破産者　大坂　敏夫
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１号
福井県小浜市深谷第４号16番地
破産者　森下　信夫
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第２２号
滋賀県長浜市高月町東阿閉11番地１　淡海寮258号室
破産者　荒瀬　正和
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
山口県宇部市明神町２丁目９番27号
破産者　中川　敏雄
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３８５号
高知市福井町748番地　福寿園
破産者　川田　　隆
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６２号
高知市瀬戸東町１丁目21番地21
破産者　赤尾　哲郎
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇五―八五〇一　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　電話　03（3587）4294
定価　本紙一部　一カ月　一、六四〇円（本体一、五一〇円）　別冊一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）
第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日